

令和4年1月1日から、法改正により「任意継続被保険者の喪失（健康保険法第38条）」が改訂され、資格喪失事由に「任意継続被保険者からの申出」が追加されました。

「国民健康保険に切り替えたい」、「家族の扶養に入りたい」等の事由で任意継続被保険者資格を喪失（脱退）する旨を申し出る場合には、『任意継続被保険者資格喪失申出書』をご提出ください。その申し出が受付された日（当組合に『任意継続被保険者資格喪失申出書』が到着した日）の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格が喪失となります。

『任意継続被保険者資格喪失申出書』の提出後は、喪失（脱退）の申し出を取り消すことはできませんのでご注意ください。

《例》

令和4年4月1日付で資格を喪失し、国民健康保険に加入したい場合

→令和4年3月31日までに『任意継続被保険者資格喪失申出書』が健保組合に到着する必要があります。申出書の処理後に健保組合から発送される「任意継続被保険者資格喪失通知書」をお住まいの市区町村の国民健康保険課に提出し、加入手続きを行ってください。

※当組合の任意継続の健康保険証は、令和4年3月31日までご使用いただけます。資格喪失日となる翌日4月1日からは使用できませんので、必ず組合までご返却ください。

※『任意継続被保険者資格喪失申出書』の提出後は、喪失（脱退）の申し出を取り消すことはできません。

※『任意継続被保険者資格喪失申出書』は、当組合のホームページよりダウンロードしてください。